

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

### 佐賀県人事委員会規則第24号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成4年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。</p> <p>(育児休業の期間の延長の請求手続)</p> <p><b>第4条</b> <u>第2条</u>の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。</p> <p>(子が死亡した場合等の届出)</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第2条第3項</u>の規定は、第1項及び前項の届出について準用す</p>	<p>(育児休業の承認の請求手続)</p> <p><b>第2条</b> 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により<u>行い、条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、</u>育児休業を始めようとする日の1月（<u>条例第2条の3第3号に掲げる場合、条例第2条の4の規定に該当する場合又は条例第2条の5に規定する期間内に職員が育児休業をする場合</u>）<u>にあつては、2週間</u>）前までに行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。<u>ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。</u></p> <p>(育児休業の期間の延長の請求手続)</p> <p><b>第4条</b> <u>第2条第1項、第2項及び第3項本文</u>の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。</p> <p>(子が死亡した場合等の届出)</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第2条第3項本文</u>の規定は、第1項及び前項の届出について準</p>

改正前	改正後
<p>る。</p> <p>(育児短時間勤務の承認の請求手続)</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第2条第3項</u>の規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。</p> <p>(部分休業の承認の請求手続)</p> <p><b>第12条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第2条第3項</u>の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。</p>	<p>用する。</p> <p>(育児短時間勤務の承認の請求手続)</p> <p><b>第7条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第2条第3項本文</u>の規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。</p> <p>(部分休業の承認の請求手続)</p> <p><b>第12条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第2条第3項本文</u>の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。